

【提案基準第2号】 農家世帯等の分家に伴う住宅

昭和51年	10月	1日	適用
昭和52年	7月	1日	改正
昭和52年	8月	1日	改正
昭和58年	1月	1日	改正
平成6年	4月	1日	改正
平成7年	4月	1日	改正
平成13年	5月	18日	改正
平成15年	1月	21日	改正
平成15年	3月	24日	改正
平成15年	5月	19日	改正
平成16年	5月	1日	改正
平成28年	2月	1日	改正

農家等の世帯構成員又は世帯構成員であった者（Uターン等に係る者を含む。）又は、直系血族が分家する場合の住宅を建築するための開発行為等は次の各号に該当するものであること。

- ア 分家に際して、独立して世帯を構成しなければならない合理的事情があるとともに、分家が確実に行われるものであること。
- イ 分家するもの（以下「分家者」という。）は、本家の直系血族又は兄弟姉妹であつて原則として相続等により申請地の所有権等を取得することができる者であること。
- ウ 申請地は、既存集落又はその周辺の地域に存すること。ただし、本家に後継者が居ない場合は、既存集落内に限る。
- エ 申請地は、分家者又は本家の世帯構成員が線引き以前から所有していた土地であること。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。
- a 分家者の直系血族が線引き以前から所有している土地、又は分家者若しくは本家の世帯構成員が線引き後に相続等を受けた土地
- b 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）の規定に基づき、線引き以前から分家者、本家の世帯構成員又は分家者の直系血族が所有していた土地（線引き以降に相続を受けた土地を含む。）との交換分合により取得した土地
- c 線引き前から所有していた土地（線引き後に相続等を受けた土地を含む。）のうち、本家の住宅敷地等既に建築物の敷地として利用されている土地を除いては集团的優良農地の場合に、交換、売買によって取得した土地
- オ 予定建築物の用途は専用住宅又は兼用住宅（建築基準法昭和25年法律第201号別表第二（イ）欄第2号に該当するもの。）であること。

（注1）「本家」とは、分家者の親（親がない場合は祖父母、兄弟姉妹を含む。）を言う。

（注2）「既存集落」とは、本章第1節の用語の定義による。

（注3）許可申請は分家者の配偶者、又は分家者の直系血族とで連名してすることができる。ただし、分家後に分家者と同居する者に限る。

（注4）「相続等」とは、原則3親等以内での相続又は、相続によって取得可能な者が贈与、売買等によって取得の場合をいう。

（注5）非農家の場合は、本家及び分家者が申請地以外に建築が適当な土地を有していないことが必要である。

（注6）「集团的優良農地」とは、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域内の農用地区域とする。